



鳥取県公報

平成18年 8 月 1 日(火)
号外第118号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	県道の区域の変更 (552) (道路企画課)	1
	県道の供用の開始 (553) (")	1

告 示

鳥取県告示第552号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成18年 8 月 1 日から 2 週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成18年 8 月 1 日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
皆生車尾線	変更前	米子市上福原二丁目1015地先から同市車尾字砂ノ下1223 - 1 地先まで	5.0 ~ 18.0	1,164.0
	変更後	米子市上福原二丁目1015地先から同市車尾字砂ノ下1223 - 1 地先まで	5.0 ~ 18.0	1,164.0
		米子市上福原二丁目1015地先から同市車尾四丁目1358 - 3 地先まで	17.0 ~ 39.0	1,300.0

鳥取県告示第553号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成18年 8 月 1 日から 2 週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成18年 8 月 1 日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	供用開始の期日
皆生車尾線	米子市上福原二丁目1015地先から同市車尾四丁目1358 - 3地先まで	平成18年8月1日